

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和5年1月31日(2023.1.31)

【公開番号】特開2022-83266(P2022-83266A)

【公開日】令和4年6月3日(2022.6.3)

【年通号数】公開公報(特許)2022-099

【出願番号】特願2020-194614(P2020-194614)

【国際特許分類】

A 6 3 F 5/04 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 5/04 6 1 4 B

A 6 3 F 5/04 6 3 1

【手続補正書】

【提出日】令和5年1月23日(2023.1.23)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項1

【補正方法】変更

20

【補正の内容】

【請求項1】

第1リールと、

第2リールと、

第3リールと

を備え、

第1リール、第2リール、第3リールにそれぞれ描かれている図柄数は20個であり、各リールの停止時に、各リールに描かれている3個の連続した図柄が表示窓内に停止可能であり、

各リールにそれぞれ対応して設けられているストップスイッチを備え、

内部抽選の結果として、第1抽選結果となる場合、第2抽選結果となる場合、第3抽選結果となる場合、を有し、

第1抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第2リールに対応するストップスイッチが2番目に停止操作され、第3リールに対応するストップスイッチが3番目に停止操作されたときは、第1抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せが有効ラインに停止表示可能であり、

第2抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第3リールに対応するストップスイッチが2番目に停止操作され、第2リールに対応するストップスイッチが3番目に停止操作されたときは、第2抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せが有効ラインに停止表示可能であり、

第3抽選結果となった遊技で、第2リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第1リールに対応するストップスイッチが2番目に停止操作され、第3リールに対応するストップスイッチが3番目に停止操作されたときは、第3抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せが有効ラインに停止表示可能であり、

第1リールには、上から順に図柄P1、図柄Q、図柄R、図柄Sが描かれている箇所と、図柄P2、図柄Q、図柄Tが描かれている箇所とを有し、

第1抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが所定のタイミ

30

40

50

ングで 1 番目に停止操作されたときは、第 1 リールの図柄 P 1、図柄 Q、図柄 R が表示窓内に停止可能であり、

第 1 抽選結果となった遊技で、第 1 リールに対応するストップスイッチが特定のタイミングで 1 番目に停止操作されたときは、第 1 リールの図柄 P 2、図柄 Q、図柄 T が表示窓内に停止可能であり、

第 2 抽選結果となった遊技で、第 1 リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで 1 番目に停止操作されたときは、第 1 リールの図柄 P 1、図柄 Q、図柄 R が表示窓内に停止可能であり、

第 2 抽選結果となった遊技で、第 1 リールに対応するストップスイッチが特定のタイミングで 1 番目に停止操作されたときは、第 1 リールの図柄 P 2、図柄 Q、図柄 T が表示窓内に停止可能であり、

第 3 抽選結果となった遊技で、第 1 リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで 1 番目に停止操作されたときは、第 1 リールの図柄 P 1、図柄 Q、図柄 R が表示窓内に停止可能であり、

第 3 抽選結果となった遊技で、第 1 リールに対応するストップスイッチが特定のタイミングで 1 番目に停止操作されたときは、第 1 リールの図柄 P 2、図柄 Q、図柄 T が表示窓内に停止可能であり、

第 3 抽選結果となった遊技で、第 2 リールに対応するストップスイッチが 1 番目に停止操作され、第 1 リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで 2 番目に停止操作されたときは、第 1 リールの図柄 S が表示窓内に停止されない

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 5】

本発明は、以下の解決手段によって上述の課題を解決する（かっこ書きで、対応する実施形態の構成を示す。）。

本発明（第 1 5 実施形態）は、

第 1 リールと、

第 2 リールと、

第 3 リールと

を備え、

第 1 リール、第 2 リール、第 3 リールにそれぞれ描かれている図柄数は 2 0 個であり、各リールの停止時に、各リールに描かれている 3 個の連続した図柄が表示窓（1 8）内に停止可能であり、

各リールにそれぞれ対応して設けられているストップスイッチ（4 2）を備え、内部抽選（役抽選手段 6 1 による抽選）の結果として、第 1 抽選結果となる場合、第 2 抽選結果となる場合、第 3 抽選結果となる場合、を有し、

第 1 抽選結果となった遊技で、第 1 リールに対応するストップスイッチが 1 番目に停止操作され、第 2 リールに対応するストップスイッチが 2 番目に停止操作され、第 3 リールに対応するストップスイッチが 3 番目に停止操作されたときは、第 1 抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せが有効ラインに停止表示可能であり、

第 2 抽選結果となった遊技で、第 1 リールに対応するストップスイッチが 1 番目に停止操作され、第 3 リールに対応するストップスイッチが 2 番目に停止操作され、第 2 リールに対応するストップスイッチが 3 番目に停止操作されたときは、第 2 抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せが有効ラインに停止表示可能であり、

10

20

30

40

50

第3抽選結果となった遊技で、第2リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第1リールに対応するストップスイッチが2番目に停止操作され、第3リールに対応するストップスイッチが3番目に停止操作されたときは、第3抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せが有効ラインに停止表示可能であり、

第1リールには、上から順に図柄P1、図柄Q、図柄R、図柄Sが描かれている箇所と、図柄P2、図柄Q、図柄Tが描かれている箇所とを有し、

第1抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄P1、図柄Q、図柄Rが表示窓内に停止可能であり、

第1抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが特定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄P2、図柄Q、図柄Tが表示窓内に停止可能であり、

第2抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄P1、図柄Q、図柄Rが表示窓内に停止可能であり、

第2抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが特定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄P2、図柄Q、図柄Tが表示窓内に停止可能であり、

第3抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄P1、図柄Q、図柄Rが表示窓内に停止可能であり、

第3抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが特定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄P2、図柄Q、図柄Tが表示窓内に停止可能であり、

第3抽選結果となった遊技で、第2リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第1リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで2番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄Sが表示窓内に停止されない

ことを特徴とする。

ここで、「第1リール」は、実施形態では「左リール31」に相当し、「第2リール」は、実施形態では「中リール31」に相当し、「第3リール」は、実施形態では「右リール31」に相当する。

また、「第1抽選結果となる場合」は、実施形態では「小役A1条件装置」作動時に相当し、「第2抽選結果となる場合」は、実施形態では「小役B1条件装置」作動時に相当し、「第3抽選結果となる場合」は、実施形態では「小役C1条件装置」作動時に相当する。

さらにまた、「第1抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第2リールに対応するストップスイッチが2番目に停止操作され、第3リールに対応するストップスイッチが3番目に停止操作されたとき」は、実施形態では「「小役A1条件装置」作動時において第一停止が左で第二停止が中で第三停止が右のとき」に相当する。

そして、「第1抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せ」は、実施形態では「「小役01」(10枚払い出し)に対応する「リプレイ」-「ベルA」-「スイカ」」に相当する。

また、「第2抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第3リールに対応するストップスイッチが2番目に停止操作され、第2リールに対応するストップスイッチが3番目に停止操作されたとき」は、実施形態では「「小役B1条件装置」作動時において第一停止が左で第二停止が右で第三停止が中のとき」に相当する。

そして、「第2抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる

10

20

30

40

50

図柄組合せ」は、実施形態では「「小役 0 2」（10枚払出し）に対応する「リプレイ」 - 「チェリー」 - 「リプレイ」」に相当する。

また、「第3抽選結果となった遊技で、第2リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第1リールに対応するストップスイッチが2番目に停止操作され、第3リールに対応するストップスイッチが3番目に停止操作されたとき」は、実施形態では「「小役 C 1 条件装置」作動時において第一停止が中で第二停止が左で第三停止が右のとき」に相当する。

そして、「第3抽選結果に対応する図柄組合せのうち遊技価値の付与数が最大数となる図柄組合せ」は、実施形態では「「小役 0 3」（10枚払出し）に対応する「ベル A / ベル B」 - 「ベル A」 - 「ベル A」」に相当する。

また、「図柄 P 1」は、実施形態では「ベル A」に相当し、「図柄 Q」は、実施形態では「リプレイ」に相当し、「図柄 R」は、実施形態では「黒 B A R」に相当し、「図柄 S」は、実施形態では「チェリー」に相当する。

さらにまた、「図柄 P 2」は、実施形態では「ベル B」に相当し、「図柄 T」は、実施形態では「赤 7」に相当する。

さらに、「第1リールの上から順に図柄 P 1、図柄 Q、図柄 R、図柄 S が描かれている箇所」は、実施形態では「左リール 3 1 の「ベル A」（12番）、「リプレイ」（11番）、「黒 B A R」（10番）、「チェリー」（9番）が順に配置されている箇所」に相当する。

また、「第1リールの上から順に図柄 P 2、図柄 Q、図柄 T が描かれている箇所」は、実施形態では「左リール 3 1 の「ベル B」（7番）、「リプレイ」（6番）、「赤 7」（5番）が順に配置されている箇所」に相当する。

さらにまた、「第1抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄 P 1、図柄 Q、図柄 R が表示窓内に停止可能であり、」、「第2抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄 P 1、図柄 Q、図柄 R が表示窓内に停止可能であり、」、「第3抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄 P 1、図柄 Q、図柄 R が表示窓内に停止可能であり、」とは、実施形態では、小役 A 1 条件装置作動時の左第一停止時、小役 B 1 条件装置作動時の左第一停止時、小役 C 1 条件装置作動時の左第一停止時に、図 267 (1) の左側に示すように、左リール 3 1 の「ベル A」（12番）、「リプレイ」（11番）、「黒 B A R」（10番）を表示窓 18 内に停止表示可能とすることに相当する。

さらに、「第1抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが特定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄 P 2、図柄 Q、図柄 T が表示窓内に停止可能であり、」、「第2抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが特定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄 P 2、図柄 Q、図柄 T が表示窓内に停止可能であり、」、「第3抽選結果となった遊技で、第1リールに対応するストップスイッチが特定のタイミングで1番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄 P 2、図柄 Q、図柄 T が表示窓内に停止可能であり、」とは、実施形態では、小役 A 1 条件装置作動時の左第一停止時、小役 B 1 条件装置作動時の左第一停止時、小役 C 1 条件装置作動時の左第一停止時に、図 267 (1) の右側に示すように、左リール 3 1 の「ベル B」（7番）、「リプレイ」（6番）、「赤 7」（5番）を表示窓 18 内に停止表示可能とすることに相当する。

さらに、「第3抽選結果となった遊技で、第2リールに対応するストップスイッチが1番目に停止操作され、第1リールに対応するストップスイッチが所定のタイミングで2番目に停止操作されたときは、第1リールの図柄 S が表示窓内に停止されない」とは、実施形態では、小役 C 1 条件装置作動時において中第一停止後の左第二停止時に、図 267 (2) の左側に示すように、左リール 3 1 の「スイカ」（13番）、「ベル A」（12番）、「リプレイ」（11番）を表示窓 18 内に停止表示可能とし、左リール 3 1 の「黒 B A

「R」（10番）及び「チェリー」（9番）を表示窓18内に停止表示しないか、又は図267（2）の右側に示すように、左リール31の「スイカ」（8番）、「ベルB」（7番）、「リプレイ」（6番）を表示窓18内に停止表示可能とし、左リール31の「赤7」（5番）及び「チェリー」（4番）を表示窓18内に停止表示しないことに相当する。

10

20

30

40

50